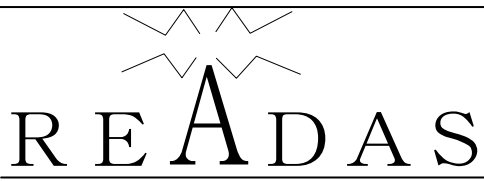


第 5288 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 8月13日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 養子と特別養子

Q：養子には2種類あると聞きました。どのような養子があるのですか？

A：普通養子と特別養子とがあります。

【解説】

養子には、普通養子と特別養子とがあります。

①普通養子

普通養子（以後養子といいます）の養子縁組は、縁組届を市町村役場に提出し、受理されれば成立します。養子は、このときから養親の嫡出子としての身分を取得すると同時に、養親及びその血族との間にも、養子縁組の日から血族間と同じ親族関係が生ずることになります。

つまり、普通養子の養子縁組がなされた場合には、養親子関係と実親子関係の両方が併存することになるわけで、養子となった者は、両方について相続権を有することとなります。

また、孫を養子にする場合、養子となった孫は、孫の身分と同時に実子としての身分も有することとなります。

②特別養子

特別養子とは、法律上の実親との関係を消滅させ、養親との間においてのみ、実の親子と同様の関係を形成する養子のことをいいます。

養子縁組をしても実親との関係が残る普通養子とは、この点において大きく異なります。

